

# 緑化啓発イベント事業実施要領

## 第1 趣旨

生存に関わる森林・緑・水等についての大切さを広く県民に啓発し、その自発的な造成・保全活動を推進するため、市町村、学校、団体及び実行委員会等（以下「市町村等」という）が開催する森林・緑環境の造成及び保全に係る緑化啓発イベントを支援し、その活性化を図る。

なお、本事業の実施に当たっては、緑の募金実施要綱（以下「要綱」という）及びこの要領の定めるところによる。

## 第2 定義

この要領で「団体」とは、自治会、婦人団体、青年団体、老人会、PTA等の法人及び任意団体をいう。

2 この要領で「事業費」とは、森林・緑環境の造成・保全に係る啓発・推進を目的とした各種イベントの開催に要する経費であって、賃金・報償費・需用費・役務費・使用料及び賃借料・原材料費とし、職員の給料・手当・共済費・旅費等は対象外とする。

## 第3 事業費に対する交付額

開催に要する経費（交付対象内経費）の1/2以内で、50万円を限度として理事長が定める額とする。

## 第4 交付金の交付申請

要綱第6条に基づき、交付を受けようとする市町村等は、緑の募金事業認定申請書（様式一

1）1部に次の関係書類各1部を添えて、理事長に提出するものとする。

（1）事業計画書（様式二）

（2）収支予算書（様式三）

## 第5 交付金の交付決定

要綱第7条に基づき適当と認めるときは、緑の募金事業認定（交付決定）通知書（様式四）により当該市町村等に通知するものとする。

## 第6 事業計画変更の承認

交付決定を受けた市町村等は、当該事業計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式五）1部を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

## 第7 指示及び検査

理事長は、交付決定を受けた市町村等に対して必要な指示をし、書類、帳簿等の検査を行うことができる。

## 第8 交付金の交付請求

要綱第8条に基づき、交付決定を受理した市町村等は、緑の募金事業交付金交付請求書（様式-6）1部を理事長に提出するものとする。

## 第9 実績報告

要綱第11条に基づき、当該事業を完了した市町村等は、速やかに緑の募金事業実施報告書（様式-7）1部に、領収書の写し・関係写真（準備作業並びに開催中の全景及び主要部分の写真）を添えて、理事長に提出するものとする。

## 付則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 緑化啓発イベント事業申請にあたっての留意事項

- 1 本事業の財源は、多くの団体、企業及び一般県民から寄せられた「緑の募金」が当てられていることから、市町村等（市町村、学校、各種団体及び実行委員会等）が、地域住民に対して行う森林・緑環境の造成等に係る緑化啓発イベントか、その他、市町村等の行事にあつてイベント事業を取り入れる場合は、緑化啓発に関連する事業等（例えば苗木配布・緑の募金・横断幕等）を必ず取り込み、その写真を提出いただくこととなります。
- 2 また、市町村等の行事にイベント事業を取り入れる場合は、緑化啓発に関連する原材料費の1/2以内で、何れも50万円を限度として理事長が定める額とします。
- 3 様式2の8による事業経費について、積算根拠を提出すること。
- 4 実績報告書の提出時には緑化啓発イベントに要した領収書の写しを添付すること。
- 5 緑の募金事業認定申請書の提出にあつては申請書の余白に担当者名と連絡先の電話番号、FAX番号等を記載すること。  
なお、申請者が団体の場合は、規約と役員名簿を添付すること。
- 6 上記留意事項の波線を特に遵守すること。

### 必ず実施していただく事項

1. （公財）奈良県緑化推進協会事業として広く周知すること。
2. イベント実施期間中は「緑の募金活動」を実施すること。